

変動金利定期預金 [複利型]

2020 年 3 月 2 日現在

1.商品名(愛称)	・ 変動金利定期預金 [複利型]
2.販売対象	・ 個人のみ
3.期間	・ 定型方式…3 年 ・ 預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利継続) の取扱いができます
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 500 円以上 ・ 1 円単位
5.払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 変動金利 ・ 預入後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から 6 ヶ月毎の応当日に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〈M型〉〈預入金額 1,000 万円以上の場合は自由金利型定期預金〈大口定期預金〉〉6 か月ものを指標金利とした利率の設定方法により適用金利を変更します ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 か月毎の複利計算
7.税金	・ お利息には、20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税 0.315%が附加され 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます
10.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
11.金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部 (9 時～17 時、電話：088-622-3263) にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者 1 人あたり元本合計 1,000 万円までとその利息等が保護されます

<参考>

●中途解約利率

〔 単 利 型 ・ 複 利 型 〕	【定型方式】3年	
	預入期間が6か月未満の場合	解約日の普通預金利率
	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%
	預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%
	預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%
	預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%
	預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

徳島信用金庫